

改正

平成19年 3月30日告示第86号

平成24年 1月30日告示第13号

平成25年 5月29日告示第135号

佐野市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この告示は、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号）第3条の規定に基づき広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (4) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）の規定により指名停止措置を受けているもの
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 布教の推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝するもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの

(14) 美観風致を害するおそれのあるもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの
(個別の基準)

第5条 この告示に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて広告の内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第86号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月30日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に募集する広告について適用し、同日前に募集した広告については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年5月29日告示第135号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。